

The background of the slide is a photograph of the National Diet Building in Tokyo, Japan. The building is a large, white, neoclassical structure with a prominent central dome and a portico with columns. It is surrounded by green trees and a clear blue sky. The image is slightly blurred, giving it a soft appearance.

選挙関連法研修会 スライド資料

令和7年6月12日
日本税理士政治連盟

公職選挙法と政治資金規正法の目的(第1条)

公職選挙法

「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、**その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、**もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」

政治資金規正法

「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、**政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、**政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」

公職選挙法と政治資金規正法の役割

公職選挙法



➡ 主に選挙における活動全般についてのやっていいこと、いけないことを定めたもの

政治資金規正法



➡ 日常の政治活動についての決まりを定めたもので、特にお金の流れについて規定するもの

では、なぜそもそも選挙二法による規制が必要なのか？

大前提

➡ 「政治活動」は憲法21条によって憲法上、保障された権利

しかし…

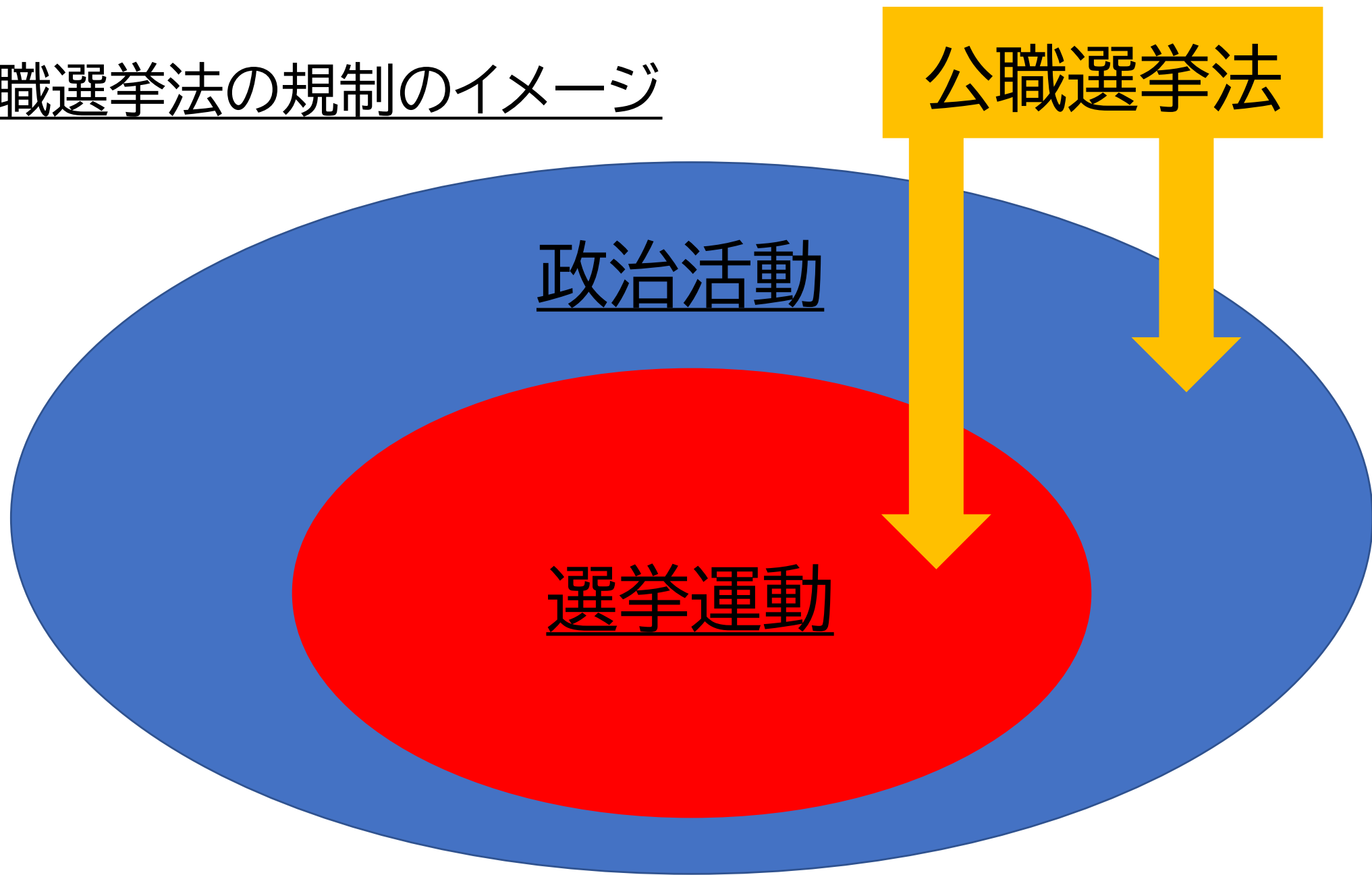
- ・無制限な政治資金の授受は民主政治に歪みをもたらす

ロッキード
事件

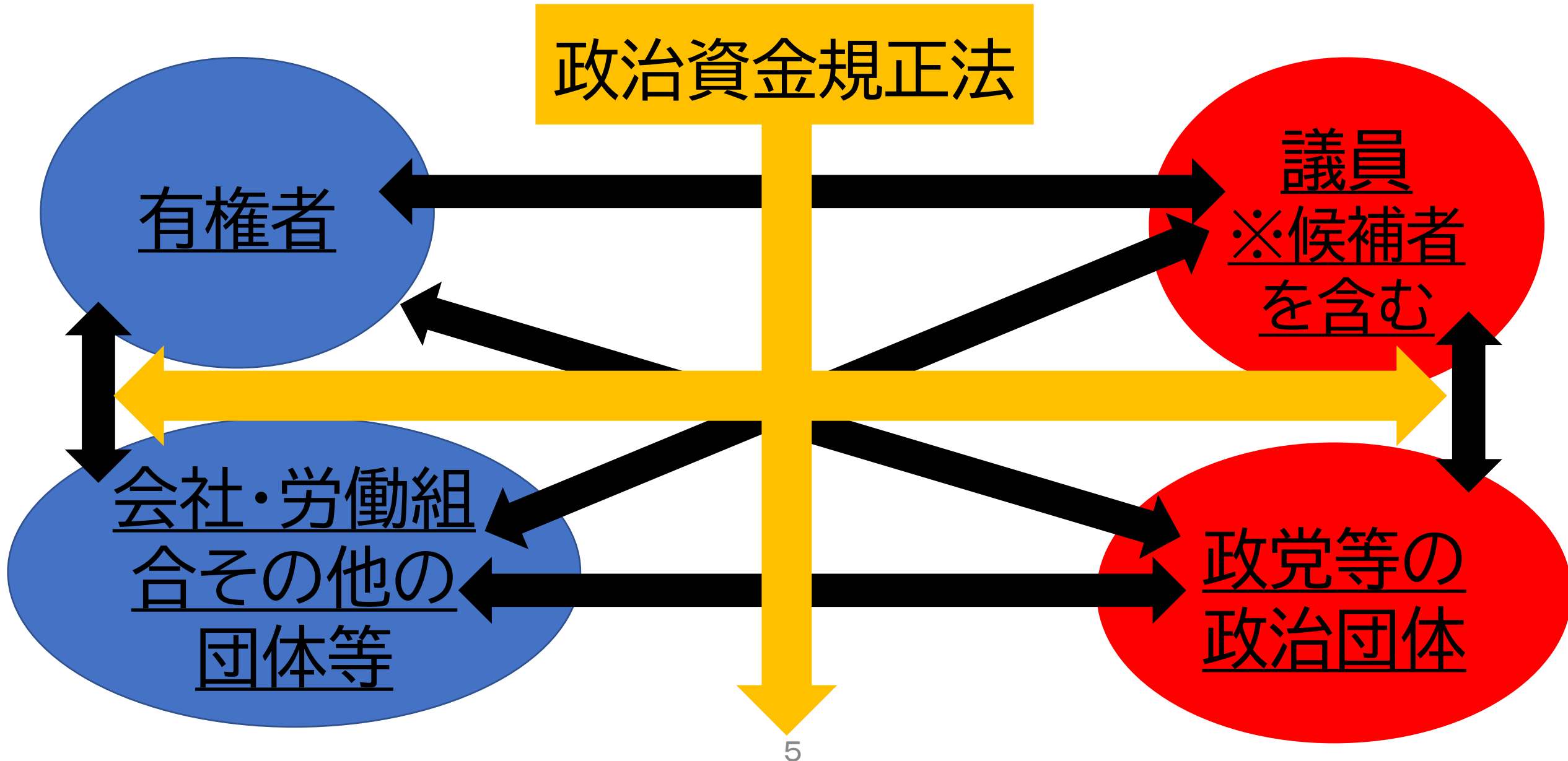
リクルート
事件

- ・選挙戦はそれぞれが平等に戦っていかなければならない

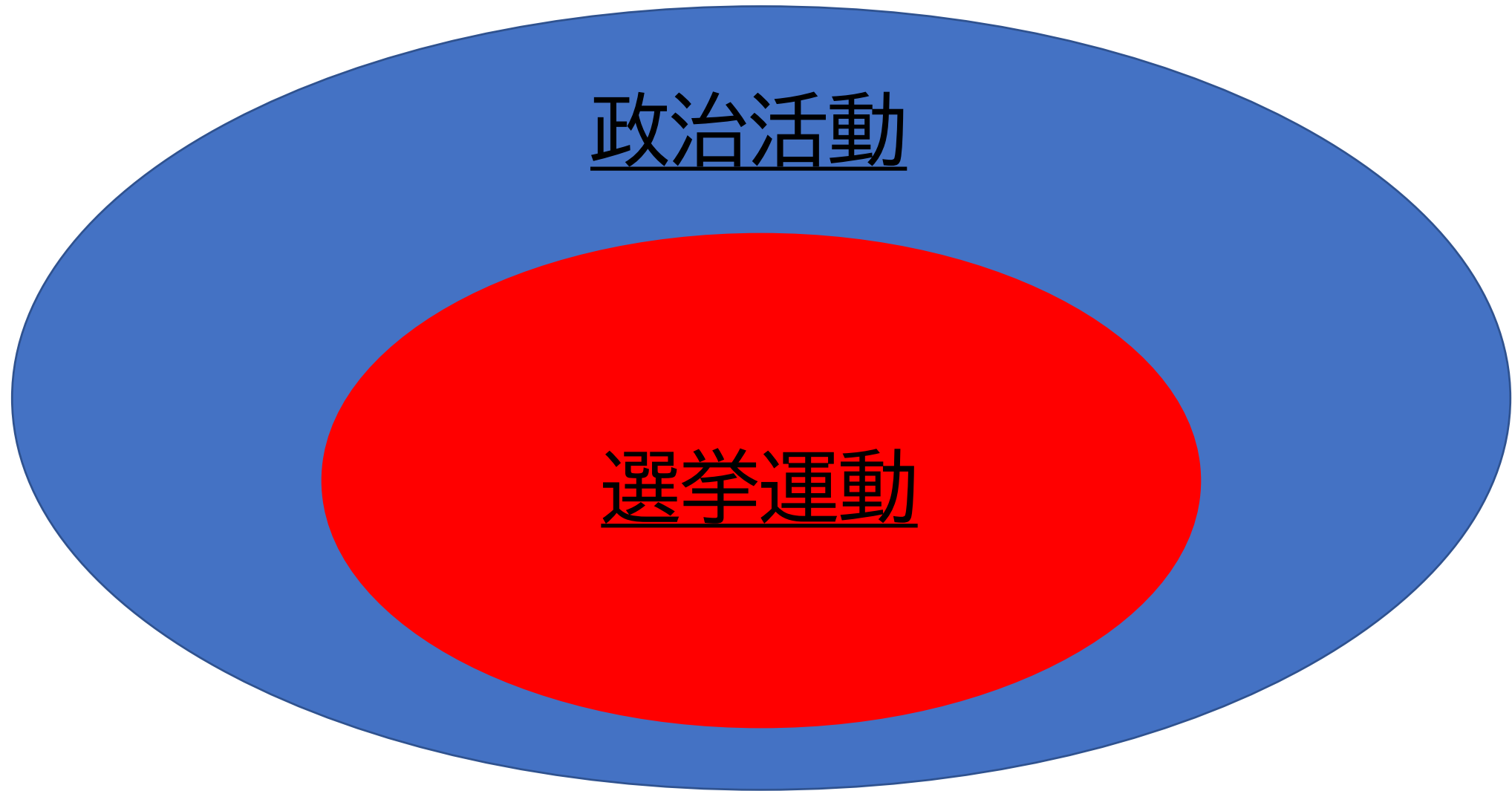
公職選挙法の規制のイメージ



政治資金規正法の規制のイメージ



政治活動と選挙運動のイメージ



選挙運動の4要件

- ① 特定の公職の選挙 において
- ② 特定の立候補者又は立候補予定者 のため
- ③ 投票を得又は得させる目的 で
- ④ 直接又は間接に有利な周旋、勧誘その他諸般の行為 をすること

後援会活動・税政連活動と選挙運動①

選挙期間(公職選挙法129条)

(選挙運動の期間)
第129条

選挙運動は、各選挙につき、(中略)公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

【参考】選挙運動期間
○衆議院選挙↓12日間
○参議院選挙↓17日間

政治活動を行う期間
(=「選挙運動」を行ってはいけない)

選挙の公示・告示

選挙期間

投票日

政治活動を行う期間
(=「選挙運動」を行ってはいけない)

後援会活動・税政連活動と選挙運動②

選挙期
間外

税政連活動

- ・広報活動
- ・陳情活動
- ・定期大会
など

後援会活動

- ・会員拡充
- ・陳情活動
- ・定期総会
など

公示・告示

選挙
期間

選挙運動

必ず押さえてなければならない大原則

- (1)後援会や税政連が選挙運動を行う場合
当該選挙の公示・告示日から投票日の前日
までならすることができる。
- (2)上記の期間外の選挙運動は、公選法129
条において、いっさい禁止される。

【禁止される理由】

選挙運動の開始時期を一律にし、出来る限り同時にスタートさせ、公正な選挙を実現するため(「よーいドン」で始めるため)

【ケーススタディ(1)】後援会としての投票依頼文書(選挙期間前)

この夏の参議院選挙に、私たちが応援する日税太郎候補者が○党から公認を受け立候補します。

日税候補者は税理士業界への深い理解と共感があります、必ず国政の場へ送りましょう。

関与先、ご家族・友人にもお声がけいただき、是非当選させましょう。

【ケーススタディ(1)】後援会としての投票依頼文書(選挙期間前)

この夏の参議院選挙に、私たちが応援する日税太郎候補者が党から公認を受け立候補します。

①特定の公職の選挙

②特定の立候補者

日税候補者は税理士業界への深い理解と共感があります、必ず国政の場へ送りましょう。

➡ ③投票を得させる目的

関与先、ご家族・友人にもお声がけいただき、是非当選させましょう。 ➡ ④有利な周旋、勧誘

【ケーススタディ(2)】後援会入会のお礼の電話(選挙期間前)

・7月に行われる参院選に立候補を表明している日税太郎の税理士後援会に入会してくれた人に後援会役員よりお礼の電話をすることにし、電話で次の原稿を読み上げ礼を述べた。

この度は、後援会に入会していただきありがとうございます。

7月には参議院選挙があり、日税太郎候補者も立候補します。

後援会としても当選を目指しサポートする予定です、国政に送り出せるようによろしくお願いいたします。

【ケーススタディ(2)】後援会入会のお礼の電話(選挙期間前)

・7月に行われる参院選に立候補を表明している日税太郎の税理士後援会に入会してくれた人に後援会役員よりお礼の電話をすることにし、電話で次の原稿を読み上げ礼を述べた。

この度は、後援会に入会していただきありがとうございます。

7月には参議院選挙があり、日税太郎候補者も立候補します。

➡ ①特定の公職の選挙

➡ ②特定の立候補者

後援会としても当選を目指しサポートする予定です、国政に送り出せるようによろしくお願いいたします。

③投票を得させる目的、④有利な周旋、勧誘

事前運動かどうかの判断基準

①行為の時期

⇒選挙が近いかどうか。近いほど該当しやすくなる。

②行為の方法・態様、内容・頻度

⇒政策宣伝よりも個人を強調し印象付けるものはより認定されやすい。小規模より大規模、回数が多いほど認定されやすくなる。

③行為の目的

⇒時期や方法・態様、内容を踏まえて実質的に認定される。

【参考】事前運動に関する最近の裁判例

- 選挙告示前に投票及び投票のとりまとめなどの報酬として物品の供与の申し込みをしたことが選挙運動に当たるとした事例
(水戸地判令和元年7月30日)
- 戸別訪問による後援会会員の勧誘行為がその時期・規模・態様・経緯を総合考慮して選挙運動に当たるとした事例
(函館地判平成15年9月11日)
- 公示前にパンフレット等の送付確認の電話がけをさせたことが、知名度を上げる目的の存在やマニュアルの記載等の事情から事前運動に当たるとした事例
(札幌高判平成22年6月1日)

何ができる？後援会による選挙応援

Q

いよいよ選挙戦(衆議院/参議院)が始まり、日税太郎候補者の税理士後援会(税理士による日税太郎後援会)は後援会として次の①～⑧のような協力を考えています。

それぞれ公選法上、問題ないでしょうか？

何ができる？後援会による選挙応援①

Q1

選挙運動期間中、選挙応援のため後援会長の自宅に選挙対策チームとして集まり、正式な事務所とは別に電話作戦の分担や対策のための会議を開催する。

何ができる？後援会による選挙応援①

Q1

選挙運動期間中、選挙応援のため後援会長の自宅に選挙対策チームとして集まり、正式な事務所とは別に電話作戦の分担や対策のための会議を開催する。

➡ 違反(公選法130条2項、131条1項)

- ・電話作戦の配分や選挙対策を話し合う会議を行っているので選挙事務所に当たる
- ・選挙事務所を設置できるのは候補者・政党等に限られる

何ができる？後援会による選挙応援②

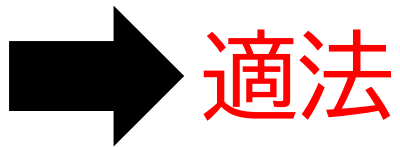
Q2

後援会の役員が会員に対し、選挙はがきの宛先に知り合いの名前を書いてもらうように依頼して10枚ずつ配布する。

何ができる？後援会による選挙応援②

Q2

後援会の役員が会員に対し、選挙はがきの宛先に知り合いの名前を書いてもらうように依頼して10枚ずつ配布する。



- ・選挙はがきは所定の方法(公選法142条5項)によりのみ頒布できる、手渡しはできない
- ・しかし発送の前提の宛名や推薦欄への記載をしてもらうために作業目的で渡すことは問題ない

何ができる？後援会による選挙応援③

Q3

個人演説会や街頭演説を盛り上げるために、事前に後援会会員の自宅を回り、演説会や街頭演説の時間と場所を伝えて盛り上げを依頼する。

何ができる？後援会による選挙応援③

Q3

個人演説会や街頭演説を盛り上げるために、事前に後援会会員の自宅を回り、演説会や街頭演説の時間と場所を伝えて盛り上げを依頼する。

違反(公選法138条2項)

- ・選挙運動のために演説会・街頭演説について戸別に告知を行うことは戸別訪問類似行為に当たり禁止される(公選法138条2項)
- ・本設問では個人演説会や街頭演説を盛り上げるために訪問しており選挙運動のためになされていることは明らかであり、違反する
- ・但し、街でたまたま出会った人に投票依頼や演説会の告知をすること(個々面接)、電話をかけて電話口で出た人に対して投票依頼をすること(電話作戦)は可能

何ができる？後援会による選挙応援④

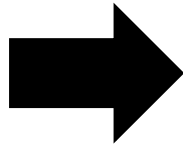
Q4

候補者の駅立ちに後援会のメンバーも参加し、「日税太郎を国政に！」などと通行人に繰り返し声掛けをする。

何ができる？後援会による選挙応援④

Q4

候補者の駅立ちに後援会のメンバーも参加し、「日税太郎を国政に！」などと通行人に繰り返し声掛けをする。

 **適法**

- ・駅立ちで声掛けをすることには公選法上、問題はない

何ができる？後援会による選挙応援⑤

Q5

選挙事務所で頑張っている関係者のために、後援会から飲食物を差し入れたり、選挙事務所で炊き出しをする。

何ができる？後援会による選挙応援⑤

Q5

選挙事務所で頑張っている関係者のために、後援会から飲食物を差し入れたり、選挙事務所で炊き出しをする。

➡ 違反(公選法139条)

- ・飲食物の提供の禁止に当たる
- ・ただし、せんべいやまんじゅう程度のものでは提供できると解釈されている(酒、ビール、サイダー、サンドイッチ等はNG)

何ができる？後援会による選挙応援⑥

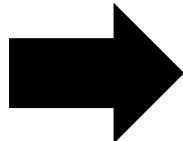
Q6

後援会から会員各位へ向けてメールで「日税太郎候補者の再選を目指し、必ず投票に行きましょう！」と呼びかける。またLINEグループやXでも同様によびかける。

何ができる？後援会による選挙応援⑥

Q6

後援会から会員各位へ向けてメールで「日税太郎候補者の再選を目指し、必ず投票に行きましょう！」と呼びかける。またLINEグループやXでも同様によびかける。

 **電子メールによる選挙運動は違反(公選法142条の4第1項5号～7号)**

- ・「電子メール」を使って選挙運動ができる者は限定されており、後援会は原則としてできない
- ・LINEグループやXでの呼びかけは「ウェブサイト」を利用した選挙運動であり、行うことができる

何ができる？後援会による選挙応援⑦

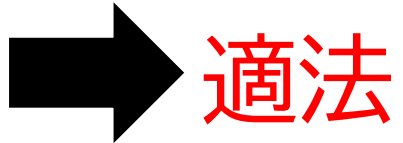
Q7

後援会の公式ホームページや会員個人が自身のブログで日税太郎候補者への支持を表明し、投票を呼び掛ける。

何ができる？後援会による選挙応援⑦

Q7

後援会の公式ホームページや会員個人が自身のブログで日税太郎候補者への支持を表明し、投票を呼び掛ける。



・選挙運動用のビラやポスター画像の掲載や動画の配信も可能

何ができる？後援会による選挙応援⑧

Q8

「選挙期間中も地道に活動していくことが大切」と選挙運動期間中も後援会の会員拡充として加入勧奨文書を作成し配布する。

何ができる？後援会による選挙応援⑧

Q8

「選挙期間中も地道に活動していくことが大切」と選挙運動期間中も後援会の会員拡充として加入勧奨文書を作成し配布する。

➡ 違反(公選法201条の13第1項2号)

- ・選挙運動期間中は政治活動用文書図画だとしても、選挙区域内の特定の候補者の氏名又はその使命が類推されるような事項を記載した文書図画の頒布・掲示は禁止
- ・後援会の加入勧奨文書には当然特定の候補者の氏名が入ることが想定されるため、配布をしてはならない

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－

Q

日税太郎候補者は無事に再選を果たし、再び国会議員として活躍することになりました。税理士による日税太郎後援会の後援会長は再選を喜び、周りにも気持ちを伝えようと次の①～⑦のようなことをしました。

公選法上、問題ないでしょうか？

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－①

Q1

翌年の年初に、選挙事務所前で撮った日税太郎候補者とのツーショット写真と共に、「当選感謝！」と手書きで書いた年賀状を友人・知人に送った。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－①

Q1

翌年の年初に、選挙事務所前で撮った日税太郎候補者とのツーショット写真と共に、「当選感謝！」と手書きで書いた年賀状を友人・知人に送った。

適法だが、注意が必要

- ・公選法178条により「選挙期日後に当落に関し選挙人にあいさつをする目的で戸別訪問や文書図画の頒布・掲示等をしてはならない」
- ・候補者本人以外の者へも適用されるので違反のように見えるが、178条1項2号により「自筆の信書」は除かれる。手書きの年賀状はこれに当たるため、適法となる

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－②

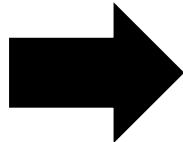
Q2

日税太郎名義の当選報告のあいさつ状を、関係各所のあいさつ回りで忙しい日税太郎に代わって後援会長が代筆して郵送した。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－②

Q2

日税太郎名義の当選報告のあいさつ状を、関係各所のあいさつ回りで忙しい日税太郎に代わって後援会長が代筆して郵送した。

 **違反(公選法178条第1項2号)**

- ・自筆ではあるが差出人の名義は日税太郎であるため本人の自筆とは言えない
- ・自筆の信書に当たらず、違反となる

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－③

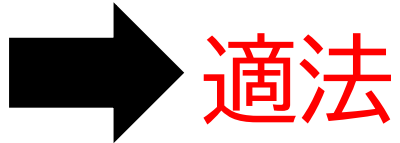
Q3

日税太郎議員の辻立ちの際に、後援会会員も同行して、皆で道行く人に「ありがとうございました」と言いながらお辞儀をした。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－③

Q3

日税太郎議員の辻立ちの際に、後援会会員も同行して、皆で道行く人に「ありがとうございました」と言いながらお辞儀をした。



- ・辻立ちに同行し街頭で当選のお礼をすることは公選法上、問題はない

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－④

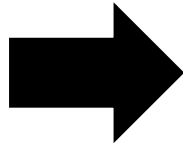
Q4

後援会の会報を作成し「日税太郎議員当選インタビュー」と題した特集記事を掲載し、後援会会員に配布した。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－④

Q4

後援会の会報を作成し「日税太郎議員当選インタビュー」と題した特集記事を掲載し、後援会会員に配布した。

 **適法だが、注意が必要**

- ・記事の中に当落に関しあいさつするような内容がある場合は公選法178条第1項2号により違反となる

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑤

Q5

使わなかった選挙ビラや選挙はがきが手元にあったため、これを知り合いに記念品として配った。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑤

Q5

使わなかった選挙ビラや選挙はがきが手元にあったため、これを知り合いに記念品として配った。

➡ 違反(公選法129条、142条6項。公職選挙郵便規則7条～8条)

・選挙ビラや選挙はがきは頒布できる時期と方法が定められているため、余ったとしても自由に配ることはできない

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑥

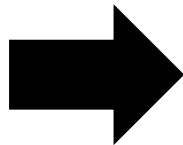
Q6

税理士後援会のホームページや後援会長のブログで支援のお礼を掲載した。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑥

Q6

税理士後援会のホームページや後援会長のブログで支援のお礼を掲載した。

 適法

- ・インターネット上での選挙後のあいさつは規制から外されている
- ・Facebookやメールなどでも当選お礼のあいさつができる

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑦

Q7

選挙戦を頑張った後援会の仲間同士で慰労会を開いた。また、その場に日税太郎議員に来てもらってのあいさつを計画した。

選挙後対応－気が緩みがちでも要注意－⑦

Q7

選挙戦を頑張った後援会の仲間同士で慰労会を開いた。また、その場に日税太郎議員に来てもらってのあいさつを計画した。

適法だが、注意が必要

- ・公選法178条第1項5号では「当選祝賀会その他の集会」での当落に関する選挙人へのあいさつをしてはならない
- ・仲間内で労をねぎらう趣旨で開催する単純な「お疲れ様会」のような会合はこれに当たらない
- ・しかし、お疲れ様会の形式をとりながら実質的には当落のあいさつをしてもらうための趣旨の会合であれば違反となり許されない

幕間演説

Q

税理士による日税太郎後援会の後援会長が経営する税理士事務所の朝礼で日税太郎候補者があいさつをすることになりました。

次の①～④につき公選法上、問題ないでしょうか？

幕間演説①

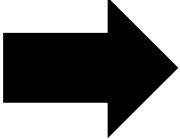
Q1

朝7時から行われる朝礼であいさつする。

幕間演説①

Q1

朝7時から行われる朝礼であいさつする。

 適法

- ・幕間演説は街頭演説ではないため、時間制限はない。

幕間演説②

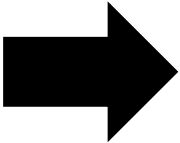
Q2

日税太郎候補者が演説中にたすきを掛けておく。

幕間演説②

Q2

日税太郎候補者が演説中にたすきを掛けておく。

 適法

- ・候補者自身が使用するたすきについては、場所の指定なく使用が認められる

幕間演説③

Q3

後援会長から従業員に対して、事前に「日税太郎候補者が演説に来るので、その時は集まるように」と告知しておく。

幕間演説③

Q3

後援会長から従業員に対して、事前に「日税太郎候補者が演説に来るので、その時は集まるように」と告知しておく。

➡ 違反(公選法164条の3)

- ・告知して人を集めた場合は「個人演説会」となる
- ・候補者以外の者は個人演説会を開催してはならない

幕間演説④

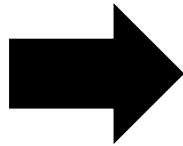
Q4

あいさつ終了後に参加者有志で「日税太郎候補者の
当選に向けてガンバロー」と連呼する。

幕間演説④

Q4

あいさつ終了後に参加者有志で「日税太郎候補者の
当選に向けてガンバロー」と連呼する。

 適法

・連呼行為は幕間演説の場で行うことが認められている。